

○逓信委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 付託 議決 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決 議決	備考
5	電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案	逓信委員長 (五八、五二)	五八、一三八	受 五八、三三 領	付 五八、一三六 託 (予) 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三	付 五八、一三八 託 (予) 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三 議 五八、三三 決 五八、三三	
6	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案		一三八	受 三三 領	付 一三六 託 (予) 三三 議 三三 決 三三 議 三三 決 三三	付 一三八 託 (予) 三三 議 三三 決 三三 議 三三 決 三三	
7	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案		一三八	受 四二八 領	付 一三六 託 (予) 五二 議 五二 決 五二 議 五二 決 五二	付 一三八 託 (予) 四二七 議 四二七 決 四二七 議 四二八 決 四二八	
15	公衆電気通信法の一部を改正する法律案		二、四	受 四二八 領	付 二、八 託 (予) 五二 議 五二 決 五二 議 五二 決 五二	付 二、四 託 (予) 四二八 議 四二八 決 四二八 議 四二八 決 四二八	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	提出月日	本院に 提出月日	参議院 付託 議決 議決	衆議院 付託 議決 議決	備考
10	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	逓信委員長 (五八、五二)	五八、五二	五八、五二	付 五八、五二 託 (予) 五八、五二 議 五八、五二 決 五八、五二 議 五八、五二 決 五八、五二	付 五八、五二 託 (予) 五八、五二 議 五八、五二 決 五八、五二 議 五八、五二 決 五八、五二	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決	参議院 委員会 託会 議決 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件		五八、二二六	五八、三二五 受領	（予） 承認 承認	承認 承認	承認 承認	承認 承認	

NHK決算（二件）

件名	提出月日	参議院 委員会 託会 議決 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決	備考
日本放送協会昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 （第九十六回国会）	五七、三二七	五七、二二八 付託 議決		
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五八、三二三	五八、三二三 付託 議決		

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

(閣法第五号)(衆議院送付)

五八、 一、二八 内閣提出

三、 三 衆可決

三、二二三 参可決

要旨

本法律案は、電話加入権に質権を設定することができる特例措置が昭和五十八年三月三十一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかんがみ、再延長を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容すること。

二、質権の設定を登録する場合等の手数料額については、日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案は、電話加入権に質権を設定することができる特例措置が昭和五十八年三月三十一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかんがみ、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容しようとするものであります。

次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案は、現在加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったことにかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十一日限りで廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、電話加入者等による債券引受制度の果たした役割り、今後の建設投資資金の調達方法、設備料の引き下げ、電話

加入権質の設定状況と制度再延長の理由等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案（閣法第六号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

三、 三 衆可決

三、一三三 参可決

要旨

本法律案は、現在、加入電話等公衆電気通信設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったことにかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十日限りで

廃止しようとするものである。

委員長報告

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送付）

五八、 一、二八 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一一 参可決

要旨

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものである。

すなわち、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加えようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託会社等への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金を加え、その運用範囲を郵便年金の積立金並みに拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、法改正のメリットと資金運用制度の一層の改善、簡易保険の青壮年層等への普及方策、保険料団体払い込み制度の適正な運用、加入者福祉施設のあり方等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提案され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、

区域外通話地域の距離が三百二十キロメートルを超える遠距離通話料について、現行の四秒ないし三秒ごとに十円であるものを一律四・五秒ごとに引き下げようとするものがあります。

委員会におきましては、料金決定原則の確立等料金政策の明確化、グループ料金制の早期実現、電話福祉施策の充実、夜間・日曜割引地域の拡大等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、高橋圭三理事より附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。以上御報告申し上げます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）

五八、二、四 内閣提出

四、二八 衆可決

五八、 五、一一 参可決

要旨

本法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正を図るため、区域外通話地域の距離が三二〇キロメートルを超える遠距離通話料について、一律四・五秒（現行三二〇キロメートルを超え五〇〇キロメートルまで四秒、五〇〇キロメートルを超え七五〇キロメートルまで三・五秒、七五〇キロメートルを超えるもの三秒）ごとに一〇円に引き下げようとするものである。

委員長報告

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）（衆議院提出）

五八、 五、一一 衆通信委員長提出

五、一二 衆可決
五、二六 参可決

要旨

本法律案は、道路法による許可を受けずに道路を占用するなど違法な手段によつて設置されている有線放送設備が増加している現状にかんがみ、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、標記両法について所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送の業務を行う者は、道路法等の許可を受けずに設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の電柱等に設置されている有線電気通信設備によつて有線放送をしてはならないこととする。

二、郵政大臣は前記規定に違反する行為者に対して業務停止の処分を行おうとする場合、それが道路法に起因するものにあつては、あらかじめその旨を建設大臣に通知するものとし、建設大臣は当該道路法違反に関する意見を郵政大臣に述べることができるとする。

三、郵政大臣は、違法に設置されている有線電気通信設備の設置状況等について、道路管理者等から資料の提供その他の協力を求めることができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院通信委員長提出に係るものでありまして、その骨子は、有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送の秩序を確保するため、有線放送の業務を行う者が、道路、電柱等に許可なく放送線を架設するなど違法な手段によって設置されている有線電気通信設備を使用して、有線ラジオ放送または有線テレビジョン放送を行うことを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、有線放送業務の許可制、違法設置の放送線の撤去措置、放送線添架に関する一柱一条主義の見直しなどについて質疑が行われました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五八、二、一六 内閣提出

三、二五 衆承認

三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入は二千九百十五億円、事業支出は三千二十一億一千万円で、事業収支は百六億一千万円の赤字となっ

ておりますが、これは前三カ年度よりの繰越金をもって補てんすることにしております。

また、事業計画におきましては、その重点を視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化、放送衛星の打ち上げなど新しい放送サービスの推進等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、衛星放送などニューメディアの有効活用問題を初め、国際放送の拡充強化、業務の効率化

等財政基盤の強化方策、公共放送としての番組編集のあり方、ロサンゼルス・オリンピック放送権料等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
16	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案		五八、二、四	五八、三、二四	付託 委員会議決 議決	付託 委員会議決 議決	
41	建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案		三二、一	四二、八	(予) 三二、一 可決 五二、三	可決 五二、三	